

〇 二松学舎サービス株式会社奨学金に関する内規

(平成26年4月30日制定)

(目的)

第1条 この内規は、二松学舎サービス株式会社からの寄附金の一部を、二松学舎大学、二松学舎大学附属高等学校及び二松学舎大学附属柏高等学校の学生・生徒に奨学金として給付し、勉学を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学金の原資および名称)

第2条 この奨学金の給付は、二松学舎サービス株式会社から二松学舎教育研究振興資金への寄附金の一部をあてる。

2 奨学金の名称は、二松学舎サービス株式会社奨学金(略称：NSC奨学金)とする。

(奨学金の対象者)

第3条 奨学金の対象者は、二松学舎大学、二松学舎大学附属高等学校及び二松学舎大学附属柏高等学校に在籍する成績優秀な学生・生徒とする。

(給付の決定)

第4条 奨学金の給付は、二松学舎大学学長(以下「学長」)又は二松学舎大学附属高等学校長及び二松学舎大学附属柏高等学校長(以下「各校長」)の推薦に基づき、理事長が決定する。

2 学長又は各校長は、審査会等の結果に基づく推薦書等を理事長に提出し、決裁を受けるものとする。

(奨学金の種類、給付額及び人数)

第5条 奨学金の種類、給付額及び人数は、毎年度、次の各号に示すとおりとする。

(1) 二松学舎大学学生への奨学金

二松学舎サービス株式会社奨学金特待生(NSC奨学金特待生)

当該年度の授業料の半額相当額を給付 4年次生を除き、学則第1条の2に規定する学科ごとに各学年2人以内、計36人以内

(2) 二松学舎大学附属高等学校生徒への奨学金

二松学舎サービス株式会社奨学金準特待生(NSC奨学金準特待生)

当該年度の授業料の半額相当額を給付 各学年2人以内、計6人以内

(3) 二松学舎大学附属柏高等学校生徒への奨学金

二松学舎サービス株式会社奨学金準特待生(NSC奨学金準特待生)

当該年度の授業料の半額相当額を給付 各学年2人以内、計6人以内

(選定方法)

第6条 学長及び各校長は、審査会の設置、特待生及び準特待生の選定方法を、別に定める。

(他の規定との整合性)

第7条 この内規に定めのない事項については、学校法人二松学舎奨学金基金運用規程並びに学校法人二松学舎奨学金基金運用細則を準用する。

(改 廃)

第8条 二松学舎サービス株式会社からの寄附金が、この内規に定める奨学金給付総額に満たない場合、又はそのおそれがある場合は、この内規を改正するものとする。

2 この内規の改廃は、二松学舎政策会議の議を経て常任理事会が行う。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月30日)

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年5月28日)

1. この内規は、平成30年3月19日から適用する。

2. 本内規第5条第1号に規定する人数は、平成29年度から平成32年度までの間は、下記のとおりとする。

<平成29年度>

1年次4人以内(文学部3人、国際政治経済学部1人)、2年次・3年次・4年次は3人以内、計13人以内。

<平成30年度>

1年次5人以内(文学部3人、国際政治経済学部2人)、2年次4人以内(文学部3人、国際政治経済学部1人)、3年次・4年次は3人以内、計15人以内。

<平成31年度>

1年次・2年次5人以内(文学部3人、国際政治経済学部2人)、3年次4人以内(文学部3人、国際政治経済学部1人)、4年次は3人以内、計17人以内。

<平成32年度>

1年次・2年次・3年次5人以内(文学部3人、国際政治経済学部2人)・4年次は4人以内(文学部3人、国際政治経済学部1人)、計19人以内。

附 則 (2024年7月16日)

この内規は、2025年4月1日から施行する。